

# 札幌医科大学動物実験規程（平成 20 年 1 月 17 日規程第 192 号）

## 目次

### 前文

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 適用範囲（第 4 条）
- 第 3 章 学長の責務（第 5 条）
- 第 4 章 動物実験委員会（第 6 条－第 11 条）
- 第 5 章 動物実験等の実施（第 12 条－第 15 条）
- 第 6 章 施設等（第 16 条－第 21 条）
- 第 7 章 実験動物の飼養及び保管（第 22 条－第 30 条）
- 第 8 章 安全管理（第 31 条－第 33 条）
- 第 9 章 教育訓練（第 34 条）
- 第 10 章 自己点検・評価、検証（第 35 条）
- 第 11 章 情報公開（第 36 条）
- 第 12 章 罰則（第 37 条）
- 第 13 章 補則（第 38 条－第 41 条）

### 附則

地球上の生物の生命活動を科学的に理解することは、人類の福祉、環境の保全と再生などの多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要な、やむを得ない手段であるが、動物愛護の観点から、適正に行わなければならない。すなわち、科学的観点と動物の愛護の観点から、動物実験等を適正に実施することがより重要である。

この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示 88 号。以下「飼養保管基準」という。）、及び文部科学省が策定した研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年 6 月。以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び生活環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員、学生等の安全確保の観点から、施設等の整備及び管理方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等を定めるものである。

### 第 1 章 総則

#### （趣旨）

第 1 条 この規程は、札幌医科大学における動物実験等及び実験動物の飼養及び保管等を適正に行うため、学長の責務、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き、実験動物の飼養及び保管方法等、必要な事項を定めるものとする。

#### （基本原則）

第 2 条 本学における動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、環境省告示の動物の殺処分方法に関する指針（平成 7 年総理府告示第 40 号。以下「殺処分指針」という。）、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 本学における動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等を行う際の原則である苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）、代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）及び使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。）の 3R(Refinement、

Replacement、Reduction)に基づき、適正に実施しなければならない。

- 3 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である5つの自由(飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由))を实践するよう努めなければならない。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作(原則48時間以内の一時的保管を含む。)を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬(は)虫類に属する動物(施設等に導入するために搬送中のものを含む。)をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者(学生実習にあつては担当教員)をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等の管理を担当する統括的な責任者をいう。動物実験施設部においては部長の職にある者をいう。
- (10) 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有し、飼養保管施設において管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。動物実験施設部においては、副部長の職にある者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養及び保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 法令 法、飼養保管基準、その他動物実験等に関する法令をいう。
- (14) 指針等 基本指針及び殺処分指針並びにガイドラインをいう。

## 第2章 適用範囲

(適用範囲)

第4条 この規程は、本学において実験動物を科学上の利用に供する場合に適用される。

- 2 他の研究機関等と共同で実施する動物実験等又は他の研究機関等に委託する動物実験等においても、この規程を準用する。
- 3 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、指針等及び動物実験等に関して行政機関の定める基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

## 第3章 学長の責務

(学長の責務)

第5条 学長は、本学における適正な動物実験等の実施、実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 施設等の整備に関すること。
- (2) 動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握に関すること。

- (3) 前号の結果に基づく改善措置に関すること。
  - (4) 施設等の設置及び廃止の承認に関すること。
  - (5) 動物実験等に係る安全管理に関すること。
  - (6) 教育訓練の実施に関すること。
  - (7) 自己点検・評価及び情報公開等の実施に関すること。
  - (8) 外部の機関等による検証の実施に関すること。
  - (9) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な措置に関すること。
- 2 学長は、動物実験計画の審査、実施状況及び実施結果に関する助言、施設等の調査、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、外部の機関等による検証の実施、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第4章に定める札幌医科大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### 第4章 動物実験委員会

（委員会の構成）

第6条 委員会は、学長が次に掲げる者から任命した委員により構成する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見及び経験を有する者 複数名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 複数名
- (3) 医学部動物実験施設部長及び副部長の職にある者
- (4) その他学識経験を有する者 若干名
- (5) その他学長が必要と認めた者

（委員会の役割）

第7条 委員会は、学長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項を審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が法令及び指針等並びにこの規程に適合していることの審査。
- (2) 動物実験等の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等の設置、廃止及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに法令及び指針等に関する教育訓練の内容又はその体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価、外部の機関等による検証の実施に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要な事項に関すること。

（委員の任期）

第8条 第6条に定める委員（第5号の委員を除く。）の任期は2年とし、委員が欠けた場合は、第6条の委員構成を考慮し、学長が補充する。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長等）

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置き、学長が指名する。

- 2 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長はその議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第10条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることができない。

（担当事務）

第11条 委員会の庶務は、事務局研究支援課において処理し、委員会の開催に関する議事録等

の作成及び保存等を行わなければならない。

## 第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査及び手続き)

第12条 動物実験責任者は、動物実験を行おうとするときは、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点、及び動物実験等を適正に実施する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書(別記第1号様式)により、学長に申請しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。
  - (2) できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用すること。
  - (3) 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件等を考慮し、動物実験等に供される実験動物の数をできる限り少なくすること。
  - (4) 科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行うこと。
  - (5) 致死的な毒性実験、感染実験、放射線照射実験等の苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、動物実験計画を立案する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。
- 2 学長は、前項の申請があったときは、その適否について委員会に諮問する。
  - 3 委員会は、動物実験計画の適否を審査し、学長に答申する。
  - 4 学長は、委員会の審査結果を受けて、第1項の申請に対して承認の適否を決定し、速やかに動物実験責任者に通知する。
  - 5 前項に定める動物実験計画の承認期限は、3年以内とする。
  - 6 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ動物実験等を行うことができない。

(動物実験計画の変更)

第13条 前条の規定は、動物実験計画の変更についても準用する。

(実験操作)

第14条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、法令及び指針等に基づき行うとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守し、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにしなければならない。

- (1) 実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用すること。
- (2) 適切に維持管理された施設等及び設備を用いて動物実験等を実施すること。
- (3) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
  - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等を用いること。
  - イ 実験の中断や終了の基準(人道的エンドポイントを含む。)に従い、安楽死処置等の適切な処置を講ずること。
  - ウ 実験に供する期間をできるだけ短くする等、実験の終了時期に配慮すること。
  - エ 保温等適切な処置を採るとともに、適切に術後管理を行うこと。
  - オ 安楽死処置は殺処分指針に基づくとともに、国際的なガイドライン等に十分配慮し適切に行うこと。
- (4) 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等(物理的、化学的に危険な材料、麻薬・向精神薬等、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従って行うこと。
- (5) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を取り扱う動物実験等又は人の安全若しくは

健康、周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設等及び設備の状況を踏まえつつ、動物実験実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払うこと。

- (6) 飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないよう施設等を保持するとともに、必要に応じ検疫を実施する等、実験動物の健康の保持に配慮すること。
- (7) 麻薬・向精神薬等、規制対象となる薬物の使用及び保管等については当該法令等に基づき適切に行うこと。
- (8) 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、施設等及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意を払うこと。
- (9) 実験の実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (10) 侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。

(実施結果の報告)

第15条 動物実験責任者は、動物実験計画書に基づき、動物実験等を実施し、終了又は中止した後、動物実験(経過・終了・中止)報告書(別記第2号様式)により、実際に使用した動物数、動物実験計画の変更の有無及び成果等の動物実験計画の実施結果について、学長に報告しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、毎年4月30日までに前年度の動物実験(経過・終了・中止)報告書(別記第2号様式)を学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、動物実験計画の実施結果について委員会に報告するものとする。
- 4 学長は、動物実験計画の実施結果について必要に応じて委員会の助言を受け、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずるものとする。

## 第6章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第16条 飼養保管施設を設置(変更を含む)しようとする講座等の長は、飼養保管施設設置承認申請書(別記第3号様式)により、学長に申請しなければならない。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、申請に係る飼養保管施設について委員会に調査させ、委員会の助言により承認の適否を決定し、申請に係る講座等の長に通知する。
- 3 学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

(飼養保管施設の要件)

第17条 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 実験動物の種類及び飼養又は保管する数等に応じた飼育設備及び飼養能力等を有すること。
- (3) 実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。
- (4) 床、内壁等の清掃、衛生状態の維持等が容易な構造であり、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (5) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、逸走時の対応策を定めていること。
- (6) 実験動物の汚物等を適切に処理でき、飼養保管施設を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生防止を図り、飼養保管施設又は設備により騒音の防止を図ることにより、施設及び施設周辺の生活環境の保全ができること。

(7) 飼養保管施設には、実験動物管理者を置かなければならない。

(実験室の設置)

第18条 飼養保管施設以外において実験室を設置(変更を含む)しようとする講座等の長は、実験室設置承認申請書(別記第4号様式)により、学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、申請に係る実験室を委員会に調査をさせ、委員会の助言により承認の適否を決定し、申請に係る講座等の長に通知する。

3 学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室で実験動物への実験操作(原則48時間以内の一時的保管を含む)を行うことができない。

(実験室の要件)

第19条 実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(2) 排泄物、血液等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第20条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 管理者は、その管理する施設等について、飼養又は保管する実験動物の生理、生態、習性等に依りて適切に整備を行なわなければならない。

3 管理者及び実験動物管理者は、実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設等の構造及び飼養又は保管の方法を確保しなければならない。

(施設等の廃止)

第21条 施設等を廃止しようとする講座等の長は、施設等(飼養保管施設・実験室)廃止届(別記第5号様式)により、学長に届け出るものとする。

2 学長は、廃止届の提出された施設等を委員会に調査させ、その報告により廃止を承認する。

3 施設等を廃止しようとする講座等の長は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

#### 第7章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第22条 管理者及び実験動物管理者は、法及び飼養保管基準を踏まえた飼養保管のマニュアル(標準操作手順書)を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させるものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第23条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めるものとする。

(実験動物の導入)

第24条 管理者は、実験動物の導入に当たり、法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関から動物実験施設部を経由して行うものとする。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、動物の発注条件、動物の異常の有無を確認するとともに、必要に応じて適切な検疫(書面検疫を含む)、隔離飼育等を行うものとする。また、他の研究機関等から受け入れる場合は、事前に微生物学的検査成績を入手し、その内容を確認後に受け入れるものとする。

3 実験動物管理者は、必要に応じて実験動物の飼養環境への順化又は順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(飼養及び保管の方法)

第 25 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

2 実験動物管理者は、施設等の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認を行うものとする。

(健康管理)

第 26 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験等の目的に係る以外の傷害を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかることを予防する等必要な健康管理を行うものとする。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験等の目的に係る以外の傷害を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病にかかった場合にあっては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第 27 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(記録管理の適正化及び報告)

第 28 条 管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行わなければならない。

2 管理者等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講ずるよう努めなければならない。

3 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等及び飼養保管基準の遵守状況について、実験動物飼養保管状況の自己点検票（別記第 6 号様式）により学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第 29 条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たっては、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第 30 条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

## 第 8 章 安全管理

(危害等の防止)

第 31 条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症やアレルギー等にかかること及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び必要な健康管理を行い、発生時には、適切な措置を講じなければならない。

4 実験動物管理者、実験動物実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めなければならない。

5 実験動物管理者、実験動物実施者及び飼養者は、相互の情報提供により、必要な指導及

び報告を行わなければならない。

6 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき、必要な事項を別に定めなければならない。

7 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接することのないよう必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第 32 条 管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時にとるべき措置に関してあらかじめ「緊急時の対応マニュアル」を作成し、関係者に周知を図らなければならない。

2 管理者等は、緊急事態発生時において、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

第 33 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めるものとする。また、管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

## 第 9 章 教育訓練

(教育訓練の実施)

第 34 条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の習得を目的とした次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受講させなければならない。

- (1) 法令、指針等、本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) 人獣共通感染症に関する事項
- (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名に関する記録を保存しなければならない。

3 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が実施できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

## 第 10 章 自己点検・評価、検証

(自己点検・評価、検証)

第 35 条 学長は、委員会に毎年、動物実験等の実施に関する透明性を確保するために、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況について、自己点検・評価を行なわせるものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者及び飼養者等に自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の機関等による検証を実施するものとする。

## 第 11 章 情報公開

(情報公開)

第 36 条 学長は、本学における、動物実験等に関する次に掲げる情報をインターネットの利用等、適切な方法により毎年 1 回公表するものとする。

- (1) 基本指針で例示する本規程、動物実験等に関する点検・評価、外部の機関等による検証



の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等

(2) 国立大学法人動物実験施設協議会並びに公私立大学実験動物施設協議会が要請する情報公開項目

(3) 飼養保管基準等の遵守状況の点検結果

#### 第12章 罰則

(罰則)

第37条 学長は、本規程に違反した者の動物実験等を直ちに中止させ、一定期間動物実験等の実施を禁ずることができる。

2 罰則の適用に関して、学長は委員会の助言を求めることができる。

#### 第13章 補則

(準用)

第38条 第3条第5号に定める実験動物以外の動物を動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(準拠)

第39条 本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の適正な飼養及び保管に関する具体的な方法は、ガイドラインに準拠するものとする。

(補則)

第40条 この規程に定めるもののほか、動物実験等に関して必要な事項は、学長が別に定めることができる。

第41条 この規程の改廃は、動物実験委員会の議を経て学長が行うものとする。

#### 附 則

1 この規程は、平成20年1月17日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命される委員の任期は、第8条第1項の規程にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成25年4月1日規程第6号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日規程第12号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第8号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月15日規程第2号)

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

札幌医科大学動物実験計画書

札幌医科大学長様

新規  変更・年度更新

提出年月日

年 月 日

受付年月日

年 月 日

受付番号

動物実験の種類 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	1. 試験・研究	動物実験を必要とする理由(選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	1. 検討したが、動物実験に代わる手段がなかった。
	<input type="checkbox"/>	2. 教育・訓練		<input type="checkbox"/>	2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。
	<input type="checkbox"/>	3. その他		<input type="checkbox"/>	3. その他
実験区分と方法	遺伝子組換え動物の使用 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (遺伝子組換え実験安全委員会承認: 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 区分: <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A)				
	ヒト組織・細胞の使用 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (倫理委員会承認: 有 <input type="checkbox"/> 承認日 無 <input type="checkbox"/> )				
	<input type="checkbox"/>	1. 感染実験 (安全度分類: <input type="checkbox"/> BSL1 <input type="checkbox"/> BSL2 <input type="checkbox"/> BSL3 )			
<input type="checkbox"/>	2. 放射性同位元素・放射線使用実験				
<input type="checkbox"/>	3. 化学物質投与(化学発癌・重金属実験を含む) ※有害物質の場合は、排泄物等の処理方法についても方法欄に記載のこと				

研究課題	
------	--

研究の目的と意義	
----------	--

動物実験責任者名 (選択項目を■)	フリガナ	講座等名	職	動物実験の経験等
氏名 .....	.....@.....	連絡先TEL:		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
.....	.....@.....	連絡先TEL:		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
.....	.....@.....	連絡先TEL:		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
動物実験実施者名 (括弧内にフリガナ、 選択項目を■)	.....(.....).....@.....	連絡先TEL:		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	.....(.....).....@.....	連絡先TEL:		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	.....(.....).....@.....	連絡先TEL:		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

実験実施期間	承認後 ～ 20( )年 月				中止・終了等	20( )年 月 日	
飼養保管施設及び実験室	飼養保管施設			実験室			
使用動物	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先(導入機関名)	備考

研究計画と方法	研究概要（研究計画と方法について、その概要を記入する。）
	実験方法（動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる。※有害物質投与の場合は、排泄物等の処理方法についても方法欄に記載のこと）

想定される苦痛のカテゴリー (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。 <input type="checkbox"/> C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 <input type="checkbox"/> D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 <input type="checkbox"/> E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い またはそれ以上の痛みを与えると思われる実験。
動物の苦痛軽減、排除の方法 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/> 1. 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。 <input type="checkbox"/> 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。 <input type="checkbox"/> 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 <input type="checkbox"/> (具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入: ) <input type="checkbox"/> 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 <input type="checkbox"/> 5. その他（具体的に記入: )
安楽死の方法 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/> 1. 麻酔薬等の使用（具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入: ) <input type="checkbox"/> 2. 炭酸ガス <input type="checkbox"/> 3. 中枢破壊（具体的に記入: ) 法) <input type="checkbox"/> 4. 安楽死させない（その理由を記入: )
動物死体の処理方法 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> 1. 所定の場所 <input type="checkbox"/> 2. 外部業者に依頼 <input type="checkbox"/> 3. その他（具体的に記入: )

その他必要または参考事項	(過去の動物実験計画承認実績、学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。)
--------------	--

委員会記入欄	審査終了: 20( )年 月 日
	修正意見等
	審査結果 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、札幌医科大学における動物実験規程等に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 遺伝子組換え実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。) <input type="checkbox"/> 本実験計画は、札幌医科大学における動物実験規程等に適合しない。

学長承認欄	承認: 20( )年 月 日
	本実験計画を承認します。  承認番号: 第 _____ 号  _____ 学 長

札幌医科大学長 様

## 動物実験(経過・終了・中止)報告書

※(経過・終了・中止)のいずれかに○をつけて下さい。

(動物実験責任者)

講座等： \_\_\_\_\_

職 名： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

札幌医科大学動物実験規程第15条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1. 承認番号	
2. 実験実施期間	20 年4月1日(新規実験の場合は実験開始日) ～ 20 年3月31日
3. 研究課題名	
4. 実験の実施状況 (該当項目に☑)	<input type="checkbox"/> 継続中 ・ <input type="checkbox"/> 終了 ・ <input type="checkbox"/> 中止 中止の理由：
5. 実験の実施結果 (該当項目に☑、特記事項等があれば簡潔に記述)	<input type="checkbox"/> 計画どおり実施した <input type="checkbox"/> 一部変更して実施した(変更申請等が承認されていること) <input type="checkbox"/> 中止
6. 成果(予定を含む) ※終了の場合は必ず記載。 (得られた業績(例：雑誌論文、図書、工業所有権など)について、著者名、論文標題、雑誌名、巻・号、発行年、頁、出版社などを記載。必要に応じて別紙に記載。)	
7. 総使用済み匹数 (必要に応じて別紙に記載可)	記載要領 使用動物種、系統、性別、匹数欄は動物実験計画書等から転記願います。 (匹数の変更がある場合は、変更承認後の匹数を記載願います。) 使用済み匹数は、4月1日から翌年3月31日迄の実験データに使用した匹数。 総使用済み匹数は、実験開始から本年3月31日迄の実験データに使用した匹数。 いずれも研究ノート等を基に記載願います。



8. 動物実験の自己点検票 (点検項目について、点検結果に☑を入れて下さい)	承認番号 ( ) 実験実施期間：20 年 4 月 1 日～20 年 3 月 31 日
---	---

点検項目		点検結果	備考
1	実験は計画書に記載した場所のみで実施しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
2	げっ歯類以外の動物の大規模存命手術（開胸術、開腹術、開頭術など）は専用の手術室で実施しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
3	げっ歯類以外の動物の大規模存命手術（開胸術、開腹術、開頭術など）は無菌的に実施しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
4	侵襲性の高い大規模存命手術（開胸術、開腹術、開頭術など）は十分な知識と経験を有する者、あるいはその指導下で実施しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
5	存命手術において、術後観察および必要に応じた術後管理（術野消毒、術後鎮痛、補液、抗生剤投与、保温など）を実施しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
6	計画書に記載した麻酔および鎮痛処置を実施しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	(鎮痛、麻酔薬名)
7	計画書に記載した安楽死法を採用しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	(安楽死法)
8	苦痛度が高い実験において、人道的エンドポイントに沿った安楽死を実施しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
9	実験目的以外の動物の傷害や疾病が発生した場合、適正な治療、措置（安楽死も含む）を実施しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
10	動物実験に際して、動物に起因する人の傷害や疾病（アレルギーを含む）の罹患はありませんでしたか？	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	(傷害、疾病名)

- 各項目で「いいえ」又は「ある」をチェックした場合は、備考欄に理由を記入して下さい。
- 項目6, 7で「はい」をチェックした場合は、備考欄に具体的な名称、方法等を記入して下さい。
- 項目6, 7で「該当せず」をチェックした場合は、備考欄に理由を記入して下さい。

札幌医科大学長 様

飼養保管施設設置承認申請書

（講座等の長）

講座等： \_\_\_\_\_

職 名： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

札幌医科大学動物実験規程第16条第1項の規定に基づき、次の飼養保管施設の設置について申請します。

新規（選択項目を■）

変更

承認番号 \_\_\_\_\_

<p>1. 飼養保管施設の名称</p>	
<p>2. 施設の管理体制 （選択項目を■）</p>	<p>&lt;設置・管理体制&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 共同利用施設</p> <p><input type="checkbox"/> 分野等占有施設（教室等）</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ _____ ）</p> <hr/> <p>&lt;実験動物管理者&gt;（人数が多い場合、別資料として添付）</p> <p>部局等：</p> <p>分野等：</p> <p>職 名：</p> <p>氏 名：</p> <p>連絡先：（電 話）</p> <p>（E-mail）</p> <p>関連資格：</p> <p>実験動物の取扱いの経験年数：</p> <hr/> <p>&lt;飼養者&gt;（人数が多い場合、別資料として添付）</p> <p>部局等：</p> <p>分野等：</p> <p>職 名：</p> <p>氏 名：</p> <p>連絡先：（電 話）</p> <p>関連資格：</p> <p>実験動物の取扱いの経験年数：</p>



<p>3. 施設の概要</p>	<p>1) 建物の構造： (例：鉄筋コンクリート造)</p> <p>2) 空調設備： (例：温湿度制御，換気回数等)</p> <p>3) 飼養保管する実験動物種：</p> <p>4) 飼養保管設備 名称： 概要：</p> <p>5) 逸走防止策（ケージの施錠，前室の有無，窓や排水口の封鎖等）</p> <p>6) 衛生設備（洗浄・消毒・滅菌等の設備等） 名称： 概要：</p> <p>7) 臭気，騒音，廃棄物等による周辺への悪影響防止策</p>
<p>4. 特記事項 (例：化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等) ※ 更新の場合は，改善点等，変更の場合は変更点等を記入すること。</p>	
<p>5. 委員会記入欄</p>	<p>調査月日： 年 月 日 調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 下記の事項を速やかに改善すること。) <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合しない。 意見等</p>
<p>6. 学長承認欄</p>	<p>承認： 年 月 日 本申請を承認する。 承認番号：第 号 承認期限： まで 札幌医科大学長</p>

※ 添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

※ 記入方法

- 1) 規模の大きい共同利用施設の場合，実験動物管理者は複数以上の配置が望ましい。  
なお，実験動物管理者は教員とする。
- 2) 関連資格としては，(社)日本実験動物協会に認定される実験動物1級技術者，実験動物2級技術者が挙げられる。
- 3) 衛生設備の名称：例) ケージワッシャー  
衛生設備の概要：例) ケージ洗浄専用装置であり，薬剤及び温水による消毒可能



<p>※ 更新の場合は, 改善点等, 変更の場合は変更点等を記入すること。</p>	
<p>5. 委員会記入欄</p>	<p>調査月日：       年    月    日</p> <p>調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 下記の事項を速やかに改善すること。)</p> <p><input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合しない。</p> <p>意見等</p>
<p>6. 学長承認欄</p>	<p>承認：       年    月    日</p> <p>本申請を承認する。</p> <p>承認番号：第                   号</p> <p>承認期限：                   まで</p> <p style="text-align: right;">札幌医科大学長</p>

※ 添付資料

- 1) 実験室の位置を示す地図
- 2) 実験室の平面図

札幌医科大学学長 様

## 施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届

(講座等の長)

講座等：

職名：

氏名：

連絡先：

札幌医科大学動物実験規程第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

1. 廃止する飼養保管施設 または実験室の名称	
	承認番号 ( )
2. 施設等管理者	所属： 職名： 氏名： 連絡先：
3. 廃止年月日	年 月 日
4. 廃止後の利用予定	
5. 廃止時に残存した飼養 保管動物の措置 (飼養保管施設の場合のみ 記載)	残存飼養保管動物の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合の措置
6. 特記事項	
7. 委員会記入欄	調査月日： 年 月 日 調査結果： <input type="checkbox"/> 届出された施設等廃止届は規程に適合する。 <input type="checkbox"/> 届出された施設等廃止届は規程に適合しない。 意見等
8. 学長承認欄	承認： 年 月 日
	本届出を承認する。 承認番号：第 号 札幌医科大学学長

札幌医科大学長 様

実験動物飼養保管状況の自己点検票

(実験動物管理者)

講座等： \_\_\_\_\_  
 職 名： \_\_\_\_\_  
 氏 名： \_\_\_\_\_  
 連絡先： \_\_\_\_\_

札幌医科大学動物実験規程第28条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

飼養保管施設の名称			
報告期間	20 年度	飼養者（人数）	名
飼養保管動物種および数	動物種：	飼養数：	
点検実施日および実施者	実施日：	実施者：	

- ※ 飼養保管動物種および数は別紙としても可。
- ※ 点検実施者は、原則として実験動物管理者となる。

点検項目		点検結果	備考
飼養保管の方法	適切な給餌・給水が実施されているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	動物の生理、生態、習性等に応じ、必要な健康の管理がなされているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保がされているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	実験目的以外の動物の傷害や疾病の発生予防措置、発生時の治療等が実施されているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	動物の導入時に検疫（書面検疫を含む）、隔離飼育等を実施しているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
	動物の飼育環境への順化、順応を図っているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	異種動物の同一飼育室での飼育、複数個体の同一ケージでの飼育の際、組合せに配慮しているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当せず	
施設の構造等	飼育ケージは、動物が自然な姿勢で日常的な動作を行える大きさを有するか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	飼育室の温度、湿度、換気、照度は、動物に過度のストレスがかからない範囲にあるか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	飼育室、飼育装置等の床、内壁、天井は清掃や衛生状態の維持が容易な構造を有しているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	突起物、穴、くぼみ、斜面等で動物が傷害を受けるおそれはないか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
教育訓練	飼養保管の方法、廃棄物処理の方法、逸走時や緊急時の対応、その他の飼養保管施設での具体的な作業手順等を記載したマニュアル等が整備されているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	マニュアル等による動物実験従事者や飼養者への教育を実施しているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
生活環境の保全	動物の死体および汚物の保管、処理等は適切に行われているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	施設は常に清潔に保たれているか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	悪臭、騒音、害虫等の発生により、施設周辺からの苦情はないか？	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	

点検項目		点検結果		備考
危害等の防止	飼育室や飼育装置は、動物が逸走しない構造及び強度を有しているか？	<input type="checkbox"/>	はい	
		<input type="checkbox"/>	いいえ	
	関係者に、動物に由来する微生物感染、アレルギー、怪我に対する防護措置（隔離飼育装置の設置、マスク、グローブ、ゴーグル等の着用等）を採っているか？	<input type="checkbox"/>	はい	防護措置*：
		<input type="checkbox"/>	いいえ	
	動物の数及び状態の確認のため、日常的な管理、点検、巡回等を実施しているか？	<input type="checkbox"/>	はい	
		<input type="checkbox"/>	いいえ	
	動物による危害防止に必要な情報（動物の取扱いや実験に伴う病原体や有害化学物質等に関する情報）の保有が共有されているか？	<input type="checkbox"/>	はい	
		<input type="checkbox"/>	いいえ	
		<input type="checkbox"/>	該当せず	
	実験に無関係な者の立入制限をしているか？	<input type="checkbox"/>	はい	
	<input type="checkbox"/>	いいえ		
有毒動物（毒へび等）を飼養保管する場合、抗毒素血清等の救急医薬品の準備はあるか？ また、医師による救急措置が行えるか？	<input type="checkbox"/>	はい		
	<input type="checkbox"/>	いいえ		
	<input type="checkbox"/>	該当せず		
動物の逸走に備えた捕獲器具は備えられているか？	<input type="checkbox"/>	はい		
	<input type="checkbox"/>	いいえ		
人に危害を及ぼすおそれや環境保全上の問題のある動物（特定動物、特定外来生物、遺伝子組換え動物等）が施設外へ逸走した場合の連絡先は明確か？	<input type="checkbox"/>	はい	連絡先*：	
	<input type="checkbox"/>	いいえ		
	<input type="checkbox"/>	該当せず		
地震や火災発生時の緊急対応措置の計画が整備されているか？	<input type="checkbox"/>	はい		
	<input type="checkbox"/>	いいえ		
人と動物の共通感染症に関する知識の習得、情報の収集はされているか？	<input type="checkbox"/>	はい		
	<input type="checkbox"/>	いいえ		
人と動物の共通感染症が発生した場合の学内連絡先は明確か？	<input type="checkbox"/>	はい	連絡先*：	
	<input type="checkbox"/>	いいえ		
記録管理	動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳等が整備されているか？	<input type="checkbox"/>	はい	
		<input type="checkbox"/>	いいえ	
	人に危害を及ぼすおそれのある動物（特定動物、危険な特定外来生物等）には、個体識別措置が講じられているか？	<input type="checkbox"/>	はい	個体識別法*：
	<input type="checkbox"/>	いいえ		
	<input type="checkbox"/>	該当せず		
輸送	動物の輸送に際し、動物の健康及び安全、人への危害防止の点で問題は生じていないか？	<input type="checkbox"/>	ない	
		<input type="checkbox"/>	ある	

- 点検結果で、「いいえ」又は「ある」をチェックした場合には、備考欄にその理由を記入すること。
- \*「はい」をチェックした場合、備考欄に具体的事項を記入すること。
- 点検は動物を飼育している状態で行うことを前提とするが、点検時に動物が飼育されていない場合は、飼育時を顧みて点検を行うこと。